

識別番号 C03-745	2003年4月28日	担当医等の意見	報告企業の意見
<p>＜弊社MRが口頭（電話）にて担当医から得た情報： 2003年2月17日入手＞ シンメトレル投薬によりてんかんが誘発されたようである。シンメトレルとてんかんの関係を調べるため、血中濃度測定を希望する。</p> <p>＜弊社MRが口頭にて担当医から得た情報： 2003年2月19日入手＞ 併用薬はなく、（シンメトレルとの）因果関係を疑う。</p> <p>＜使用薬剤との関連性＞ 今回脳波上てんかんの診断であったが、そのひきがねとしてシンメトレルの影響は否定できない。</p> <p>＜原疾患・合併症と有害事象との関連性＞ インフルエンザ感染との関連は考えにくいと思われる。</p> <p>【副作用の重篤性/重症度/因果関係】 けいれん（痙攣NOS）：重篤でない/軽微でない/関連不明（シンメトレル錠）</p>		<p>けいれん [既知・重篤 (入院) -Suspected]</p>	
<p>処置と今後の対策</p> <p>本報告をもって特別な対応は不要と考えるが、今後とも類似の報告に留意したい。</p>		<p>参考事項</p> <p>自発報告。</p>	
<p>使用上の注意の記載状況等</p> <p>シンメトレル</p> <p>【重大な副作用】痙攣</p> <p>【警告】てんかん又はその既往歴のある患者及び痙攣素因のある患者では、発作を誘発又は悪化させることがあるので、患者を注意深く観察し、異常が認められた場合には減量する等の適切な措置を講じること。</p>			